別表（第２条関係）　地下水と土を育む農業育成事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業メニュー | 事業主体 | 補助率 | 採択要件 |
| １　適正施肥推進  　　農業者からの依頼により実施する作付前土壌診断費用のうち、農業者負担分に対し支援する。 | 市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等 | １／２  以内  (上限１千円／診断１件。ただし、CEC及び腐植を測定する場合は１．５千円／診断１件。) | 事業メニュー欄の１については、次のとおりとする。  １　事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言又はくまもとグリーン農業応援宣言を行っていること。  ２　農業者がくまもとグリーン農業生産宣言の申出を行っていること。  ３　同一生産者に対しては、１年間で１回までの助成とする。 |
| 事業メニュー | 事業主体 | 補助率 | 採択要件 |
| ２　くまもとグリーン農業生産拡大支援（初回のみ）  （１）推進事業  ①　農産物生産システムの構築、技術導入・普及及び消費者への情報発信に関する活動  ・生産・出荷履歴記録体制整備、有機ＪＡＳ認証の取得、国際水準ＧＡＰ認証の更新（団体のみ）　等  ・検討会・研修会の開催、技術実証展示ほ設置　等  ・消費者交流会の開催、啓発資料作成　等  ②　マーク活用支援  ・グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マークのシール等作成費、表示マーク印刷に係る掛かり増し経費  ・マークを活用した農産物の販売促進に関する活動旅費・報償費、マーケティングの実施　等  　　③　購入機会拡大支援  　　　・マークを活用した農産物の店舗等におけるＰＲに関する資材等作成に要する経費　等  （２）技術導入支援  堆肥散布機、局所施肥機械、堆肥ストックヤード、防虫ネット、除草用機械、防蛾灯、熱水・蒸気土壌消毒機、天敵・フェロモン剤　等  　　①　土づくり及び減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入に資する資材の導入  　　②　慣行レベルより５割以上削減する取組における土づくり、減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入  　　③　有機農業の取組に資する資材、機械等の導入 | 市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、ＮＰＯ法人、物産館、直売所等。  ただし、農業者等の組織する団体にあっては、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約の定めのあるものに限る。 | ２(1)①②  １／２  以内  ２(1)③  定額（上限50万円）  ２(2)①  １／３以内  ２(2)②③  １／２  以内 | 事業メニュー欄の２（１）①②及び（２）については、次のとおりとする。  １　事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言を行っていること。  ただし、生産宣言できない場合は、くまもとグリーン農業応援宣言をもって代えることができる。  ２　受益農業者数がおおむね５戸以上であること。  ３　受益農業者の全員がくまもとグリーン農業生産宣言を行うか申出を行っていること（ただし、２の（１）②における地下水と土を育む農畜産物等認証マーク利用において、生産宣言できない場合はこの限りではない）。  ４　２の（１）②における販売促進の場合は、販売店がくまもとグリーン農業応援宣言を行うか又は申出を行っていることに加え、くまもとグリーン農業の農産物を消費地に継続的に出荷することとし、マーク印刷又はシール等作成、マーケティングの実施は必須取組とする。  ５　２の（２）③における有機農業の取組は、事業実施年度の翌年度までに熊本型特別栽培農産物（有作くん１００）認証又は有機ＪＡＳ認証取得を必須とする。  事業メニュー欄の２（１）③については、次のとおりとする。  １　事業主体がくまもとグリーン農業応援宣言を行っていること。 |